

「委託役務契約における賃金等の変動に係る変更協議手順（暫定版）」 F A Q

NO.	質問	回答
1	今回の「委託役務契約における賃金等の変動に係る変更協議手順（暫定版）」の対象は何か。	・ 1年を超える複数年契約期間の案件で、契約残期間が基準日から2か月以上ある業務が対象です。（インフレスライド条項のあるものを除きます） インフレスライド条項のある本府の委託役務契約書を用いる委託役務業務（※）の契約は、「賃金等の変動に対する委託役務契約書におけるインフレスライド条項の運用マニュアル（暫定版）」平成29年4月（令和3年4月1日様式改訂）により取扱います。 ※公共工事設計労務単価を採用して積算を行う業務 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、「土木施設維持管理業務（種目コード041）」、「草地管理（種目コード050）」、「樹木管理（種目コード051）」、「森林管理（種目コード193）」
2	別紙様式は、どこに提出すればよいのか。	発注課にご提出ください。
3	協議請求した場合、必ず変更契約の対象となるのか。	請求内容を検討の上、契約の可否の判断を行いますので、請求された契約すべてについて、契約金額の変更を行うものではないことにご留意ください。
4	協議請求の提出回数に制限はあるか。	直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からの変更協議の請求は、1回を基本とします。
5	基準日はどのような日付になるのか。	基本、協議請求日を基準日とします。なお、協議請求日の遡りは認められません。 なお、基準日について、発注課と受注者が協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合は、新しい賃金水準の変更がなされた日を基準日としてください。
6	（別紙様式）7. 労務費の上昇内容のうち、現在の労務費とは、どのような金額を記載するのか。	当該業務にかかる御社における労務費を記載してください。
7	（別紙様式）8. 根拠資料には、どのような資料を添付すれば良いのか。	賃金変動の根拠とする賃金水準は、各業務において積算に用いる公共工事設計労務単価、国の賃金に係る統計の単価や最低賃金等の上昇率など、原則として、国等により公表されているものとします。（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に対する指針」より）